



櫻本市長の「為せば成る」

「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」。

これは江戸時代において、名君といわれる米沢藩9代目藩主上杉鷹山（治憲）公が残した言葉です。この意味を分かりやすく言うと、「一見できないと思えるようなことでも、強い気持ちで事に臨めば必ずやり遂げられるものであり、また、できないのは、不可能なのではなく、本気の度合が足りないからできないのである」という意味です。

この言葉は現代を生きる私たちにもそのまま当てはまる言葉であり、野洲のまちづくりも同様に、「為せば成る」の心意気で市民一丸となって課題に取り組み、まちを共に発展させていきたいと願い、このコラムのタイトルとしました。

第1回目は「野洲駅南口周辺整備」について、お話しします。

駅前には市の玄関口であり、にぎわいが生まれる場であるべきと考えています。しかし、野洲駅南口周辺においては、長年広大な市有地がありながらも十分な活用が図れていませんでした。

私は、「未来につながり、ひろがる、魅力的な玄関口」を創らなければならないという使命を持って「為せば成る」という想いで、市民が望む「駅前市有地は市民のために活用する」という目的を達成すべく、野洲駅南口周辺を一体的に活用が図れるよう検討を行い、構想の見直しを進めていきます。

野洲市をより良いまち、住みやすいと想えるまちづくりをしていくためには、最も影響を受ける市民の皆様の声をお聴くことが大切です。今後、この事業においても、市民の皆様と対話を行いながら進めていきたいと考えていますので、その際には率直な声をぜひ聴かせてください。

つながる、ひろがる、野洲の玄関口

「野洲駅南口に整備予定の市民広場の活用」を一緒に考えませんか

野洲駅南口の空き地となっている市有地（仮設ロータリー跡地）において、さまざまな「使い方」の実験を行い、にぎわいのある市民広場整備の可能性検討を進める予定です。

つきましては、どのような「市民広場の活用」をすれば、にぎわいが生まれる駅前になるのかを市民の皆さんと考えるワークショップ形式の懇談会を開催します。

日時…8月10日(日) 午前10時30分～正午

場所…野洲文化小劇場

内容…ワークショップ「市民広場の活用」について

申し込み…不要 ※手話通訳等が必要な人は、事前にご連絡ください。



さざなみホールの新たな活用方法について意見を聞かせてください

令和6年12月に閉館したさざなみホールの新たな活用方法を検討するにあたり、市民の皆さんとワークショップ形式の懇談会を開催します。

日時…8月24日(日) 午後1時30分～3時

場所…コミュニティセンターなかさと大ホール

内容…ワークショップ「さざなみホールの新たな活用方法について」

申し込み…不要 ※手話通訳等が必要な人は、事前にご連絡ください。

問い合わせ…やす未来創造課 ☎587-7001、FAX 586-2200

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



YASU NEWS

わたSHIGA輝く国スポ(公開競技)・武術太極拳競技が開催されます！

観覧は無料です。会場で全国から参加する選手に声援を送りましょう！

詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

日時…8月30日(土) 午前9時45分～午後5時25分
31日(日) 午前10時15分～午後3時30分
場所…総合体育館

※総合体育館駐車場の駐車台数に限りがありますので、可能な限り乗り合わせでお越しください。



問い合わせ…国スポ・障スポ大会推進室 ☎587-8813、FAX 587-6961

総合体育館からのお知らせ

わたSHIGA輝く国スポ・武術太極拳競技開催に伴い、次のとおり受け付け等の窓口業務およびトレーニング室の使用を休止します。

休止内容	休止期間	
窓口業務 ※電話による施設利用に関するお問い合わせのみ承ります (午前9時～午後5時) 。 ※公共施設予約システムで本申し込みの支払期限に該当される場合は、対象となる期日を延長します。	8月29日(金)～31日(日)	終日 (午前9時～午後8時)
トレーニング室(ランニングロード含む)		終日 (午前9時～午後5時)

問い合わせ…野洲市総合体育館 ☎587-3477、FAX 587-3276

令和8年4月1日採用 市職員募集！

採用予定…①行政職(障がい者対象) 1人程度
②土木技術職(追加募集) 1人程度

試験日時…9月21日(日) 午前9時～

試験場所…野洲市役所(小篠原2100番地1)

1次試験(択一式)…①SPI試験(基礎能力検査、高等学校卒業程度)
②専門試験

申し込み…9月1日(月)までに市ホームページの申し込みフォームから申し込みください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

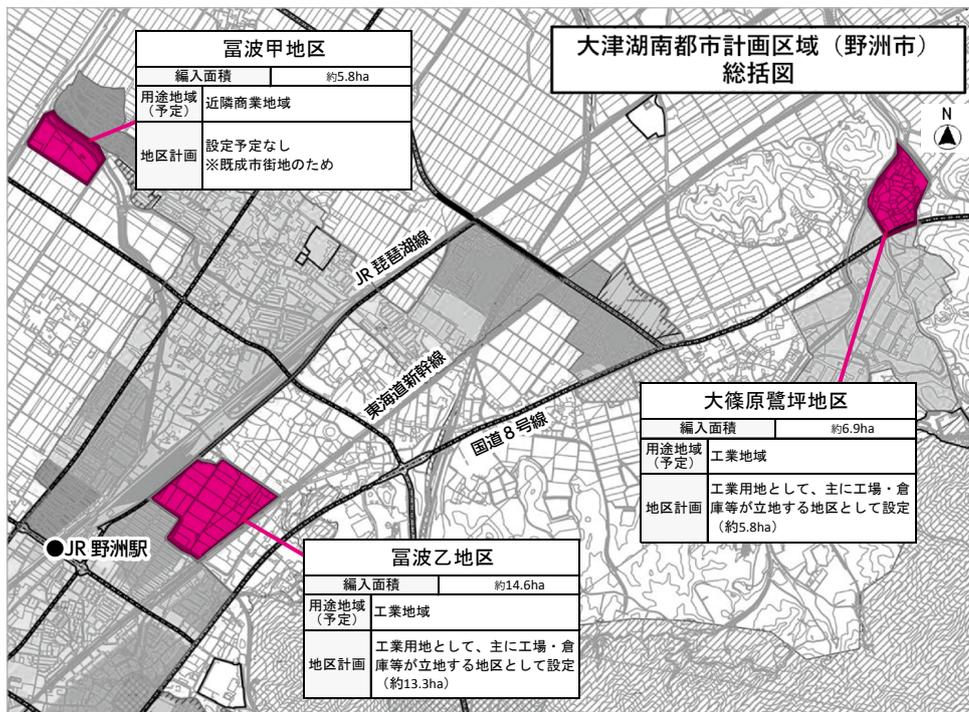
問い合わせ…人事課 ☎587-6088、FAX 587-4033



市ホームページ

大津湖南都市計画区域区分の変更(滋賀県決定) に向けて市街化区域の拡大を予定しています!

市街化編入予定地の地区計画(原案)の縦覧



市では、大津湖南都市計画区域区分の変更(滋賀県決定)に向け、市街化編入候補の3地区を市素案としてまとめ、令和7年2月に市民説明会および野洲市都市計画審議会を経て、6月に市原案として滋賀県に提出しました。これに伴い、市街化編入を予定する地区における地区計画の原案について、縦覧を行います。土地所有者もしくは利害関係がある人は、次の期間中に意見書を提出することができます。

縦覧期間…8月15日(金)～29日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

意見提出期間…8月15日(金)～9月5日(金)

縦覧場所…都市政策課(市役所別館1階)

意見の提出・問い合わせ…意見提出期間満了の日までに住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、郵送または持参のいずれかで都市政策課(〒520-2395野洲市小篠原2100番地1) ☎587-6324、FAX 587-6960



市道辻町小比江線 通行規制のお知らせ

道路拡幅工事に伴い、市道辻町小比江線において通行規制を実施します。広域迂回のご協力をお願いします。

規制期間…8月18日(月)～9月26日(金) 終日

規制内容…車両通行止め

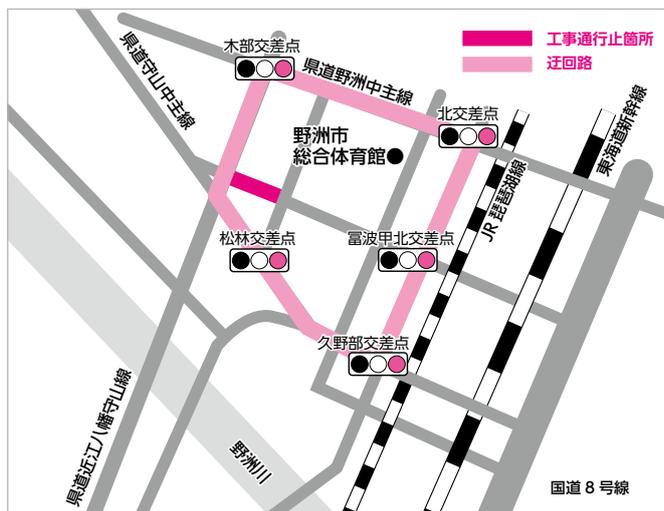
※自転車、歩行者は通り抜け可能です。現場の交通誘導警備員の指示に従ってご通行ください。

問い合わせ…滋賀県南部土木事務所道路計画第二課

☎516-4099

市国県事業推進室

☎587-6068、FAX 587-6960



定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

令和6年分の所得税と定額減税の実績が確定した後、当初の「調整給付」では不足する金額があった人等に対する給付金を給付します。

市が確認できた課税情報※や公金受取口座情報等により、給付金の振り込みが可能な人には8月上旬に、市から「支給のお知らせ」を郵送します。ただし、令和6年1月2日以降に野洲市に転入した人は、課税情報等の照会に時間を要しますので、確認でき次第の送付となります。

また、市が振込先口座を確認できない人や申請対象と思われる人には、8月下旬以降、「支給申請書」等の関係書類を順次郵送しますので、申請期限までに必要書類を添付し返送してください。(オンライン申請可)

9月中旬までに案内が届かなかった人は、支給要件や必要書類等を市ホームページでご確認の上、お問い合わせください。

※令和7年6月2日時点で市で確認できた課税資料の情報をもとに算定しています。(税務署などで6月2日までに確定申告等をしていても、申告書が市に届くまで時間を要する場合があります、必ずしも「不足額給付」の算定に反映されているとは限りませんので、あらかじめご了承ください。)

なお、所得税の税務相談は受けておりませんのでご承知おきください。

●対象と支給額

不足額給付Ⅰ

次の①②両方に該当する人へ、当初の「調整給付」支給額と再算定後の額との差額を給付(1万円単位で切り上げ)

- ①令和7年1月1日時点で野洲市に住民票がある人(令和7年度市県民税が野洲市で課税されている人)
- ②令和7年6月2日時点での情報に基づき算出した「調整給付」の所要額が、当初時点の「調整給付」の支給額を上回ったことにより不足額が生じた人

不足額給付Ⅱ

次の①～④全てに該当する人へ、4万円/人を給付

- ①令和7年1月1日時点で野洲市に住民票がある人(令和7年度市県民税が野洲市で課税されている人)
- ②定額減税の対象外の人(令和6年度市県民税所得割額が0円かつ令和6年分所得税額が0円の人)
- ③税制度上の「扶養親族」に該当しない人(合計所得が48万円を超える人または事業専従者)
- ④令和5・6年度の低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当しなかった人

●申請手続き

▽「支給のお知らせ」が届いた人/手続きは不要です。受け取りを辞退される人や、口座変更が必要な人は、通知に記載の期限までに書類の提出が必要です。

▽「支給確認書」または「支給申請書」が届いた人/必要書類を添付の上、申請期限までに提出してください。

▽9月中旬までに市からの案内が届かない人/対象と思われる場合は、コールセンター(9月1日開設予定)までお申し出ください。

●申請期限

10月31日(金)(消印有効)

申請期限を過ぎると支給されませんのでご注意ください。

申請・問い合わせ…不足額給付専用コールセンターおよび申請受付窓口は9月1日に開設予定です。電話番号は市ホームページ等をご確認ください。



市ホームページ

野洲市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

10月19日執行予定の野洲市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。

この選挙の立候補手続きや方法などを説明しますので、立候補を予定している人や関係者はお出席ください。

日 時…8月30日(土) 午前9時～

場 所…市役所本館3階第1委員会室

問い合わせ…野洲市選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎587-6038、FAX 587-4033

令和8年度

入所(園)一斉申し込み ～保育所(園)・認定こども園・小規模保育園・幼稚園～

令和8年度から入所(園)を希望される場合は、8月26日(火)に申込書類(入所・入園のしおり)を各所(園)、こども課に設置しますので、ご確認ください。

募集児童数や申し込み要件などの詳細は、「広報やす」9月号および「入所・入園のしおり」に掲載します。また、市ホームページにも掲載します。

保育所(園)・認定こども園(保育園部)・小規模保育園

受付期間…9月24日(水)～27日(土)・29日(月)・30日(火)

午前9時～午後5時 ※9月27日(土)は午後4時まで

受付場所…市役所本館1階会議室

幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

受付期間…9月24日(水)～26日(金)・29日(月)・30日(火)

午後2時30分～5時

受付場所…入園を希望する幼稚園・認定こども園

問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176



ひとり親家庭の皆さんへ

児童扶養手当現況届の手続き

提出期間…8月1日(金)～29日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

以下の期間は、休日・夜間受け付けを行います。

▽休日受け付け/8月24日(日) 午前9時～午後1時

▽夜間受け付け/8月18日(月)～22日(金) 午後7時まで

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の人は、手当の支給・停止を問わず、毎年8月中旬に「児童扶養手当現況届」の手続きが必要です。この届は、毎年8月1日における受給者の状況を調査し、児童扶養手当を引き続き受ける要件にあるかどうかを確認するためのものです。

対象者には通知しますので、8月中旬に必要な書類等を持参の上、必ず本人がご来庁ください。

重要

この届の提出がないと11月分以降の手当が受けられません。また2年間提出がないと手当を受ける資格がなくなります。

ご注意ください!

児童扶養手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する人は、一部支給停止適用除外の届け出が必要です。届出書(緑色の用紙)を同封しますので、現況届の手続きとともに8月中旬に提出してください。原則8月中旬に提出がないと、手当額が1/2になります。提出期限までに必要書類が提出されず、手当額が1/2となった場合は、提出期限後に提出されても、提出された月からの適用となり、それ以前の手当額は元の手当額には戻りませんので、ご注意ください。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

就学援助制度のお知らせ

市内小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯または県内の国公立小・中学校に在籍する市内在住の児童・生徒のいる世帯において、経済的な理由から就学が困難と認められる場合、学用品費や給食費などの一部が援助される制度があります。この制度の申請は、いつでも受け付けています。

申請方法…申請書に必要事項を記入の上、各学校または学務課に提出してください。

(認定要件を把握するため、添付書類が必要な場合があります。)

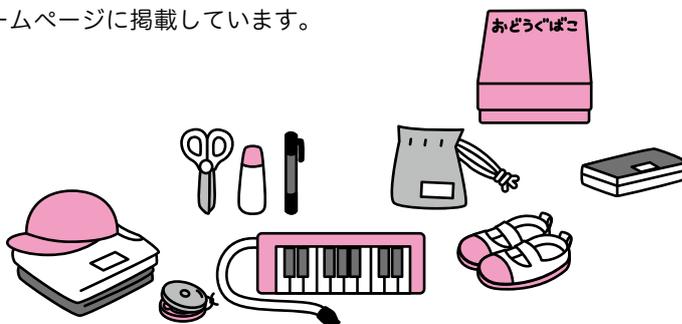
※申請書は、各学校、学務課に設置しています。また、市ホームページに掲載しています。

※申請には、振込口座のわかるものが必要です。

※認定された場合は、申請月の翌月からの援助となります。

問い合わせ…学務課

☎587-6017、FAX587-3835



特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 所得状況届提出のお知らせ

所得状況届は、毎年8月1日における受給者の所得状況の調査を行い、8月分から翌年7月分までの手当を引き続き受給できる要件を満たしているかを確認するためのものです。

対象者には、8月上旬に通知しますので、通知書に記載のものを持参の上、届け出を行ってください。

※提出がない場合は、8月分以降の手当は支給できません。

※2年間提出がない場合は手当を受ける資格がなくなります。

提出期間…8月12日(火)～9月11日(木) 午前9時～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

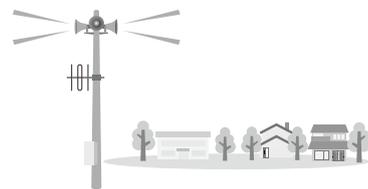
問い合わせ…障がい福祉課 ☎587-6087、FAX586-2176

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験

8月20日(水) 午前11時ごろ

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)※を用いた試験で、野洲市以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

※地震・津波・気象や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステム



- 野洲市メール配信サービス、防災アプリ、LINEでもテスト配信を行います。(データ放送、緊急速報メールなどの配信は行いません。)
- 災害の発生状況、気象状況などにより、試験を中止する場合があります。

上記日時のほか、令和7年度は次の日程で同様の試験を実施します。

▽11月12日(水) ▽令和8年2月6日(金)

問い合わせ…自治防災課 ☎587-6043、FAX587-4033